

建設工事等の入札者の心得

建設工事等の入札に当たっては、次の事項に注意してください。

1 代理入札

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札開始の前に委任状を提出しなければなりません。

2 入札

入札書は、市が定めた様式のもを提出しなければなりません。入札者は、自己の氏名、工事番号及び工事名を表記した封書に入札書をいれて、提出してください。

3 入札の辞退

指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することが出来ます。入札を辞退するときは、その旨を次により申し出てください。入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではありません。

(1) 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着する者に限る。）して行う。

(2) 入札執行中には、入札執行辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行職員に直接提出して行う。

4 無効入札

無効入札の主なものは、次のとおりです。

(1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人の行った入札

(2) 入札書の記載事項のうち、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が認識し難しい入札

(3) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

(4) 脅迫、その他私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に接触する等の不正行為に依った入札

(5) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認められるときは、その入札の全部

(6) 前号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

5 最低制限価格未満の入札

あらかじめ最低制限価格を設けている場合においては、最低制限価格未満の金額で入札した者は失格します。

6 入札書の書き換え等の禁止

入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え、又は撤回をすることは出来ません。

7 落札者の決定

(1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者とします。

(2) 低入札価格調査制度の対象工事においては、調査基準価格を下回る入札が行われた場合、入札を一旦保留し、契約内容に適合した履行の適否を調査した後に、落札者を決定します。

(3) 落札となるべき同価格の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

8 再入札

再入札は、1回を限度として行います。この再入札には、無効入札をした者及び失格となった者は参加出来ません。

また再入札の入札書には「再入札書」と記入し、前の入札で最も低い金額（最低制限価格未満の入札は除く）以下の額で再入札書の金額を記入してください。

9 入札執行職員の指示

入札者は、入札執行職員の指示に従って入札しなければなりません。

10 その他

ここに定めるもののほか、その他入札に関しての必要な事項は、阿賀野市財務規則（平成16年規則第55号）に定められております。